

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正の概要

1 改正の概要

津島市の区域について、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（以下「県条例」という。）の規定の一部を適用除外とする等

2 改正の理由

(1) 県条例第9条（計画内容の周知等）では、一定の一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置又は変更の許可を受けようとする者に対し、関係地域において説明会を開催すること等を義務付けている。

また、県条例第27条（適用除外）は、県条例と同等以上の効果を期待することができるものとして規則で定める条例を制定している市町村の区域については、規則で定める県条例の規定は適用しないとしている。

津島市では、津島市産業廃棄物処理施設等の設置等に係る紛争の予防に関する条例（2024年3月28日公布、同年7月1日施行。以下「津島市条例」という。）及び津島市産業廃棄物処理施設等の設置等に係る紛争の予防に関する条例施行規則（2024年6月20日公布、同年7月1日施行）を制定し、産業廃棄物処理施設等の設置又は変更をしようとする者に対し、関係地域において説明会を開催すること等を義務付けることとしており、県条例と同等以上の効果を期待できることから、県条例の説明会に係る規定を適用しないこととするため。

(2) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「省令」という。）の一部改正（2024年3月27日公布、同年4月1日施行）に伴い、規定を整理するため。

3 改正の内容

(1) 津島市の区域については、県条例第9条のうち産業廃棄物処理施設に係る部分を適用除外とする。

(2) 省令の条項を引用している規定を次のように改正する。

（改正前）財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条第1項第1号

（改正後）財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第2項

4 施行期日

2024年7月1日（津島市条例の施行日と同日）（3(2)については、公布の日）

5 その他

県条例及び津島市条例において説明会開催の対象とする施設は、次のとおり。

	一般廃棄物処理施設	産業廃棄物処理施設	その他
県条例	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設 ・最終処分場 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>焼却施設</u> ・<u>廃水銀等の硫化施設</u> ・<u>廃石綿等の溶融施設</u> ・<u>PCB処理施設</u> ・<u>最終処分場</u> 	—
津島市条例	—	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>焼却施設</u> ・<u>廃水銀等の硫化施設</u> ・<u>廃石綿等の溶融施設</u> ・<u>PCB処理施設</u> ・<u>最終処分場</u> <ul style="list-style-type: none"> ・汚泥の脱水、乾燥施設 ・廃油の油水分離施設 ・廃酸又は廃アルカリの中和施設 ・廃プラスチック類等の破碎施設 ・有害物質等のコンクリート固化施設 ・水銀を含む汚泥等のばい焼施設 ・シアン化合物の分解施設 ・産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の事業の用に供する施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物収集業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、再生利用業者及び産業廃棄物広域指定を受けた者が設置する産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の積替え又は保管を行う場所